

# 平成27年塩尻市議会9月定例会

## 総務生活委員会会議録

○日 時 平成27年9月25日（金） 本会議暫時休憩中

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第31号 和解及び損害賠償の額の決定について

議案第32号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）中 歳入全般、歳出2款総務費  
第2条債務負担行為補正

### ○出席委員・議員

委員長	横沢	英一	君	副委員長	平間	正治	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中原	巳年男	君
委員	柴田	博	君	委員	永田	公由	君
議長	金田	興一	君				

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

### ○議会事務局職員

事務局長	百瀬	恵一	君	事務局次長	青木	隆之	君
------	----	----	---	-------	----	----	---

午前11時23分 開会

○委員長 それでは、ただいまから9月定例会の追加議案の総務生活委員会を開会いたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

### 理事者挨拶

○副市長 総務生活委員会を開催をいただきまして、大変ありがとうございます。お手元に差し上げてございませとおり、議案第31号並びに32号、御審査をいただくわけでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては、円滑な議事進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔、明瞭な

説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますので、スイッチ等に気をつけていただくようお願いいたします。議事進行への協力をお願いいたします。

### 議案第31号 和解及び損害賠償の額の決定について

○委員長 それでは、議案第31号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

○情報政策課長 冒頭、申しわけございませんけれども、先日の委員会の答弁に誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

○情報政策課長 先日、平間副委員長さんからの御質問で、マイナンバーカードの再発行に関してですね、個人番号が変更されるのかどうかとうことの御質問がございました。私が答弁しましたが、全てにおいてですね、番号が変更される旨の御答弁を差し上げましたけれども、正しくは、本人が相当の理由を付して個人番号の変更を求める場合は、変更されます。それ以外は、同じ個人番号で再発行されることとしておりますので、訂正をお願いいたします。以上です。

○委員長 はい。

○財政課長 それでは、議案第31号について議案関係資料のほうで御説明をします。よろしくお願いいたします。

議案関係資料の1ページ、和解及び損害賠償の額の決定についてでございますけれども、この事故についてはですね、大変お気の毒な事故でございます。悲しく、遺憾な事故でございます。改めまして、お亡くなりになりましたお子様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族の皆様にお悔やみを申し上げたいと存じているところでございます。

それでは、この概要を説明いたします。1の提案理由でございます。和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法の規定によりまして議会の議決をお願いしたいというものでございます。

2の概要でございます。(1)の当事者3者で取り交わしをいたします。まず相手方でございますが、亡くなられましたお子さんの御両親でございます。イの所有者、これは塩尻市でございます。管理者が床尾区でございます。この3者での取り交わしでございます。(2)の和解に係る事故の概要でございます。この事故につきましては、平成27年2月11日、宗賀の大堤公園内の池で発生をしたものでございまして、事故の状況につきましては、相手方の子が大堤公園内の池において溺れ、翌2月12日に死亡されたという内容でございます。(3)の損害賠償の額でございます。1,800万円でございます。なお、これにつきましては、全額、全国市長会市民総合賠償保険の保険金で補填されるということになっているものでございます。

(4)和解の要旨について申し上げます。このうち、ア、イ、ウにつきましては、これは市と床尾区がですね、相手方に対しまして履行をするという条項でございます。まずアです。本件事故により相手方の子が亡くなったことについて深く哀悼の意を表する。イとしまして、本件事故の解決金として損害賠償の額を連帯して支払う義務があることを認めると。ウといたしまして、損害賠償の額を連帯して、平成27年10月31日限り、相手方代理人の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、市及び床尾区の負担とするというものでございます。次、エといたしまして、市は、自ら所有し、又は管理する公園その他の施設において、利用者が安全か

つ快適に利用できるよう配慮し、今後、二度と本件事故と同様の事故が発生しないよう適切な管理及び整備に努めるものとする。オとしまして、床尾区は、相手方に対し、大堤公園の管理運営を行うに当たり、今後、二度と本件事故と同様の事故が発生しないよう努めることを約する。カとしまして、相手方、市及び床尾区は、相手方及び市並びに相手方及び床尾区との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認するという内容でございます。

この件につきましては、若干お時間をいただきまして経過を説明をさせていただきます。この大堤公園につきましては、かつては、全体が大堤というため池でございました。ただ、堤体の老朽化がいたしまして水漏れが発生をしたり、あるいは、水田の耕作地も減少をしてきているという中でありまして、平成5年度と6年度にかかまして、区が事業主体となりましてため池を3分の1だけ残し、残りの3分の2を埋め立てをしまして、全体を公園として整備をし、区が管理をしていたというところでございます。土地につきましては、区の名義に登記できませんでしたので、地元の強い意向によりまして市が寄附を受けた土地でございます。床尾区とは無償貸付の契約を行いまして、実際には床尾区が管理していたという現状でございました。そのような状況の中で、この悲しい事故が起きたというところでございます。

この事故の後、3月24日付でございます。相手方の代理人弁護士から市に対しまして損害賠償を求める、そういった意向が示された経過がございます。その後、本市の代理人弁護士を通じまして、また相手方の弁護士、それから相手方とも直接お会いをし、事実関係を確認しながら協議を進めてきたという経過がございます。

この3者の責任関係でございますけれども、ため池につきましては公の営造物でございまして、国家賠償法によりまして所有者である市に賠償責任があります。所有者責任でございます。床尾区につきましては、管理者としての責任がございます。相手方には、保護者としての監督責任というものがあると考えられるわけでございます。この相手方としてはですね、話し合いにより早期解決を希望されておりまして、弁護士同士の話し合いによりまして、これについては被害者救済を第一に考えて、過失割合というよりもですね、むしろ解決金としてこの1,800万円が妥当な金額であるというふうに判断されたものでございます。

この3者での和解を行うことによりまして、今後、争いはなくなりますし、賠償額につきましては全額保険会社から補填されまして、市の持ち出しはないということでございます。ただ、保険会社はですね、支払った保険金の一部を床尾区に対して求償する権利、求償権というものが残ることがございます。保険会社との話の中ではですね、参考までにですけれども、保険会社としましては、求償する場合には、区という団体、住民自治組織である、そういうことに配慮をした金額としたいと、そのような社の方針であるということについては聞いているところでございます。

説明については以上でございますので、よろしく願いいたします。

**○委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

**○永田公由委員** この子供さん、かわいそうなことをして本当に心から御冥福をお祈りするわけでありましてけれども、管理者である床尾区は、もともとが自分たちというか個人の堤であって、いろいろなもめごとがあって床尾区が管理するようになったというような話を聞いておりますけれども、実際、今お話にあったように、住民の自治組織であって、お金もそれこそもう区費を集めて運営しているようなところだもんですから、今お話しのように求償権を使って保険会社から何らかの賠償を求められた場合に、じゃあ、どうやって支払えばいいかという

ようなことになると思うんですよね。それと、恐らく保険会社の弁護士が中に入ってきて、じゃあ床尾区もそうなる弁護士を雇って話し合いの場を設けなきゃいけないというようなことになる、また余計お金がかかってしまうというような中で、何とか床尾区の負担をできる限り少なくしていかなきゃいけないと思うんですが、市としては、保険会社がもし床尾区に対して求償権を行使してきた場合に、市はどのようにかかわっていくお考えか。その辺からまずお聞かせをいただきたいと思います。

○**財政課長** 御心配の点についてでございますけれども、市としてもですね、これは関与しないわけにはいかないというふうに考えております。区でございますので、これ行政ではありませんけれども、弁護士との話の中でもですね、役割としては、そういう補完的な役割を担っていただいている組織でございます。したがって、行政と一体であるという認識を持っていただくようにですね、保険会社のほうにも弁護士の先生からも話をいただいているところでありますし、弁護士からもできるだけ軽いほうがよいという話はしていただいております。保険会社もそのような方針であるというふうに聞いておりますところでございます。負担はですね、住民自治組織でありますので、できるだけ軽くしていただけるように、市もですね、保険への加入者という立場もありますので、関与をしていきたいというふうに考えております。

○**永田公由委員** ぜひですね、市の顧問弁護士、山根先生ですかね、をお願いをして、その費用についてもできる限り市のお支払いしているね、顧問料の中で何とかお願いできる範囲で、床尾区にはできるだけ負担がないよというように強くお願いするわけですし、また、保険会社のほうにもですね、市からもこういった事情でということをよく説明していただきたいということ、これ、当然床尾区は管理はしてますけど、管理費とか運営費については別段一銭ももらっているわけではないと思いますので、その辺にも配慮していただいてですね、できるだけ地元の負担が少なく、できればゼロが一番いいんですけども、その辺は交渉次第でしょうけども、その辺だけはぜひ市が関与していただいて、負担を少なくしていただくことを強くお願いをしておきたいと思いません。

○**委員長** よろしいですか。

ほかにはどうでしょうか。

○**柴田博委員** 賠償額の件ですけれども、双方で妥当な額ということでこの金額が出てきたということなんですが、どのような意味合いで妥当な額だったのか、もしもうちょっと細かく、もし聞ければお願いしたいです。

○**財政課長** 類似事例も数多くございます。全国市長会のもですね、事例集の中でもちょっと似通ったような事例がございまして、ため池でのやはり子供がお亡くなりになられた事故がございまして。この件については裁判によって解決した事故でございますけれども、市が所有するため池ということで、市の和解額はですね、1,880万円というような事例がございました。これは、訴訟額の40%相当を支払うという事例がございました。今回の事故につきましては、そのような過失割合を争うというよりも、むしろ話し合いによる解決ということでございますので、過失割合を出すということではなくて、一般的に解決できる、和解できる額ということで歩み寄ったというものであって、弁護士の幾つか扱っている事例の中ではですね、この1,800万円というのは、どちらかと言うと、相手方の保護者責任のほうが大きい割合であると。過失割合は出しませんが、そのような考え方をしてよろしいのではないかと説明を受けているところでございます。

○**永井泰仁委員** 2ページのこの中で、大堤公園の管理を徹底し、今後、このようなことがないというように努

めるということですが、先ほどの経過の中でね、この大堤公園が3分の2埋めて、3分の1残っているということですが、このため池は田用水のための温水のため池の機能もまだ残しているのか。あるいは、単なる公園のため池ということになればですね、二度とこのような事故を起こさないということになれば、温水のため池でなければですね、この池が深すぎるといっても出てくるんで、埋めるとかですね、あるいは水深をですね、溺れるようなことのないくらいに水深に浅く埋めるか、どちらかの対応をしないと、言葉上ではですね、今後絶対このようなことがないように努めるということですが、私は、そのことで現場のため池の機能をよく判断をして、全面的に埋めるのか、あるいは水深が深すぎるので浅くするか、こういう方法もとらないと、ただ言葉上では発生しないように努めると言っても、現場のほうはちっとも変わらないということになるものですから、この辺の判断は、市のほうはどのように考えていますか。

**○財政課長** 3分の1ため池の機能が残っているということですが。これについてはですね、現在、水田の耕作者2軒が利用をしているということで、水利権もあるということはお聞きをしているところでございます。ため池としての機能もしながらですね、これまで使ってきたという経過もあります。危険な状態で、実際に事故が起こったという、この事故を重く受けましてですね、床尾区としても事故の後すぐに、市のふれあいのまちづくり事業、3分の1は地元の負担があります、この事業によりましてフェンスで全て囲ってですね、中にはもう入れない状態になっていると。ため池としても、今、機能をしていると、そういう状況でございますので。そのような安全管理をする中でですね、このような相手方のほうからの安全配慮をお願いしたいという意向を酌んだ条項を盛り込んであるということでございますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

**○永井泰仁委員** そうすると、ため池の3分の1の残っている面積というかね、表面積というか、あれは大体どのくらいですか。

**○財政課長** 大体1,000平米くらいの公園でございますので、300平米。

済みません、ちょっと今、計算しますので、申しわけございません。大体ですね、ため池としての面積が2,500平米であったと、当時の土地でいいますと、そうですので、七、八百平米がまだ残っているところではないかと思えます。ちょっと、後ほど詳しい正式な数字を申し上げたいと思えます。

**○永井泰仁委員** 今、2軒がね、田用水へ使っているということで、耕作面積、使っている水田がどのくらいか知りませんが、それに必要な温水ため池の面積を残し、かつ、水深が深くならないようにね、必要な容量がためられるような、そういう方策をですね、今後の中でやっていかないと、いくらフェンスや何かやっても、事故っていうのは、入っちゃならないとこへ子供が入っちゃうとかね、ちょっと予測しない事態で発生してくるので、その辺のところは耕作者とよく話をし、いずれにしても水深を浅くするなり、2人の地権者の田用水に必要な容量だけ確保して埋めるなりとか、この辺のことをもうちょっとしっかり抜本的にするとか、あるいは、網のような大きなメッシュのものですけれども、そういうようなもので淵のほうはね、滑り込んだときに落ちないようなこととか、そういうことを、これを機にある程度もうちょっとしっかり抜本的に、私はやったほうがいいんじゃないかと、こういうふうに思いますが、どうでしょうか。

**○財政課長** 池そのものを埋めるということは、耕作地は水利権もありますので、これは相談していくことが必要だと思います。市で今、床尾区に貸し付けている土地という位置づけもありまして、市の所有でありますけれども、御相談しながらということになるかと思えますし、それから、フェンスについてはですね、ちょっと大

人でも入れないくらいのしっかりとした、今、当面の緊急対応をしておりますので、乗り越えるということは子供にとっては容易なことではないというふうに思っております。ただ、今後とも安全管理には注意していかなきゃいけないというふうに思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはどうですか。

いいですね。それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第31号和解及び損害賠償の額の決定について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第31号和解及び損害賠償の額の決定については、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

### 議案第32号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）中 歳入全般、歳出2款総務費

○委員長 それでは次に、議案第32号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。歳出から説明を求めます。

○財政課長 済みません、先ほどのですね、池の面積、先ほどの御答弁させていただきます。全体の面積が2,400平米ということございまして、残っている池の面積は800平米くらいということございまして、よろしく願いいたします。

それでは、議案第32号平成27年度塩尻市一般会計補正予算について御説明をさせていただきます。歳出から申し上げますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

2款1項1目財産管理費でございます。これにつきましては、先ほど御審議をいただきました大堤公園内の池の事故に伴います弁護士委託料59万4,000円、それから賠償金1,800万円を計上させていただくものでございます。

それでは、歳入に移りますので、1枚お戻りをいただきまして8ページ、9ページをお願いいたします。歳入、19款繰越金、前年度繰越金の452万6,000円。これにつきましては、本補正予算の収支を調整したものでございます。

その下、20款5項4目雑入でございます。交通事故等賠償補填金、これにつきましては、大堤公園内の池の事故に伴います弁護士委託料、それから賠償金、この全額につきまして保険会社からの補填金収入を計上するものでございます。それから次の黒ボツ、実践型地域雇用創造事業精算金1,987万4,000円。これにつきましては、市と商工会議所などで構成いたします塩尻市雇用創造協議会が、厚生労働省委託のですね、実践型地域雇用創造事業に採択をされました。この事業の実施に当たりまして、市が協議会に負担金を支出いたします。事業完了後、国からの委託費を受けました協議会からの精算金を収入するというものでございまして、市の負担金と同額を歳入に計上するものでございます。

それでは、4ページにお戻りをいただきたいと思います。4ページ、第2表債務負担行為補正でございます。これにつきましては、先ほどの実践型地域雇用創造事業が3年間の計画で国から採択をされましたので、来年度以降の雇用創造協議会負担金の期間及び限度額を定めるものでございます。補正予算については以上でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第32号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願いをいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、両議案とも原案どおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。

○委員長 以上で、9月定例会総務生活委員会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

午前11時50分 閉会

平成27年9月25日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 横沢 英一 印